

## 地域密着型サービスに対する加古川市独自報酬制度の見直しについて

### 1、市町村独自報酬制度について

#### (1) 概要

一部の地域密着型サービスに関して、市区町村が利用者への介護サービスの質向上を目的として、国が定めた介護サービス費に加えて独自に設定する介護報酬のこと。

#### (2) 対象サービス

小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

#### (3) 独自報酬を実施している保険者（全国）

小規模多機能：21、看護小規模多機能：8、夜間対応：2、定期巡回：5

※介護保険最新情報 vol.1171「令和4年度介護保険事務調査の集計結果」より

### 2、加古川市の取組内容（現行）

|                       |      | 独自加算A  |     | 独自加算B   |     |     |
|-----------------------|------|--|-----|---|-----|-----|
| 目的                    |      | サービスの質の向上と、報酬増による事業所の経営安定・職員の処遇改善  |     |   |     |     |
| 対象事業所                 |      | 市内小規模多機能型居宅介護事業所（13事業所）<br>市内看護小規模多機能型居宅介護事業所（7事業所）  |     |   |     |     |
| 算定要件<br>(いずれにも該当すること) |      | ①算定の届出日の属する月の前月において、事業所の介護福祉士の占める割合が40%以上であること。<br>②事業所において在宅生活を支える独自の取組を行っていること。  |     | ①事業所にて独居の者に対してサービス提供を行っていること。<br>②事業所が通い・宿泊サービスを提供しない日においても、訪問サービスや電話連絡による見守りを行い、その内容を記録すること。<br>③送迎等の際に、利用者と連絡が取れない状況が発生した場合に対応するため、事業所にて利用者から合鍵を預かるなど、速やかに利用者の安否確認がとれる方策をとっていること。             |     |     |
| 単位数                   |      | 加算対象利用者一人あたり<br>500単位/月  |     | 加算対象利用者一人あたり<br>300単位/月   |     |     |
| 算定事業所数                | 年度   | 総事業所数  | 件数  | 割合  | 件数  | 割合  |
|                       | 令和元年 | 19   | 2   | 11%   | 7   | 37% |
|                       | 令和2年 | 21   | 2   | 10%   | 9   | 43% |
|                       | 令和3年 | 19   | 3   | 16%   | 9   | 47% |
|                       | 令和4年 | 20   | 3   | 15%   | 9   | 45% |
| 令和5年                  | 20   | 4  | 20% | 10  | 50% |     |
| 算定していない理由             |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅生活を支える独自の取組の例が分からないから</li> <li>介護福祉士の割合が40%に達していないから</li> <li>取組を行う余裕がないから</li> <li>利用者のサービス費の負担が大きくなるから</li> </ul> |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>対象者が限られるから</li> <li>取組を行う余裕がないから</li> <li>利用者のサービス費の負担が大きくなるから</li> <li>支給限度額内でのサービス利用を考えた場合、加算の算定によるサービス費の増加が、福祉用具や訪問看護のような他サービスの利用控えにつながるため</li> </ul> |     |     |

### 3、見直しの方向性（案）

#### （1）独自加算 A について

##### ① 「在宅生活を支える独自の取組」の内容について例示する。

⇒事業者に行った独自報酬制度に関するアンケート結果から、「算定要件の中で『在宅生活を支える独自の取組』がどういうものか分かりにくい」との声が多く、加算の取得率低迷につながっていると考えられるため。

<例示（案）>

- ・ ACP の普及啓発に資する取組
- ・ ADL 向上に資する取組
- ・ 認知症ケアの充実に資する取組
- ・ 緊急時の安全安心に資する取組
- ・ 通常の人員配置よりも手厚い有資格者の配置

##### ② 「在宅生活を支える独自の取組」による効果の検証を目的として、「実績報告書の様式を改める。」

⇒現行の実績報告は、月ごとの加算対象者数を報告するのみであり、『在宅生活を支える独自の取組』による効果の把握ができていないと言えない。事業者へ効果を意識した取組を促すとともに、サービスの質向上に資する効果的な加算であり続けるためにも、利用者にとってどのような効果が生まれたかの検証をする必要がある。

#### （2）独自加算 B について

見守りの実施要件を「事業所が宿泊サービスの提供をしない日においても、通いサービス、訪問サービス、電話連絡による見守りを行い、その内容を記録すること。」に変更する。

⇒現状は通いサービスの提供により、見守りができているにも関わらず、算定が出来ない場合があるため変更する。

< 1 週間のサービス利用例 ※下記内容が 1 カ月間繰り返されると想定 >

| 改正後 | 現行 | 月   | 火  | 水 | 木   | 金  | 土 | 日 |
|-----|----|-----|----|---|-----|----|---|---|
| ○   | ×  | 通   | 通  | 通 | 通   | 通  | 宿 | 通 |
| ○   | ×  | 通&訪 | 通  | 通 | 通&訪 | 通  | 通 | 宿 |
| ×   | ×  | 通   | なし | 通 | 通   | なし | 通 | 通 |
| ×   | ×  | 宿   | 宿  | 宿 | 宿   | 宿  | 宿 | 宿 |
| ○   | ○  | 通   | 訪  | 通 | 通   | 訪  | 通 | 通 |
| ○   | ○  | 通   | 電  | 通 | 訪   | 電  | 通 | 宿 |

※ 通…通いサービス、訪…訪問サービス、宿…宿泊サービス、電…電話連絡  
なし…サービス提供及び電話連絡なし